

令和8～12年度 島根労働局の
業務用自動車賃貸借業務一式
仕様書

島根労働局

1 件名

令和8～12年度 島根労働局の業務用自動車賃貸借業務一式

2 業務概要

島根労働局（労働基準監督署及び公共職業安定所等を含む。以下同じ。）（以下「労働局」という。）において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。

3 賃貸借期間

賃貸借期間は、益田労働基準監督署、松江公共職業安定所及び雲南公共職業安定所については令和9年2月から令和13年3月31日までの50月とする。（月額料金については費用の総額を50分割した金額とし、端数は切り捨てるものとする）

浜田労働基準監督署、浜田公共職業安定所川本出張所については令和9年4月から令和13年3月31日までの48月とする。（月額料金については費用の総額を48分割した金額とし、端数は切り捨てるものとする。）

4 契約方法

一般競争入札（総合評価落札方式）

（別添「自動車の性能に関する審査要領」に基づき得点を算出する）

5 調達内容

（1）自動車の仕様

別紙1（浜田労働基準監督署納車の1台は別紙1-1、浜田労働基準監督署及び浜田公共職業安定所川本出張所納車の2台は別紙1-2、雲南公共職業安定所納車の1台は別紙1-3、益田労働基準監督署納車の1台は別紙1-4、松江公共職業安定所納車の1台は別紙1-5）に掲げる基準を満たす新車であること。なお、仕様を満たしていれば、全て同一車名、同一型式で統一せずとも差し支えない。ただし複数車を掲示する場合、入札説明書様式-8「性能等証明書」の2「自動車性能の適合性」欄については、車名ごとに対応車両の台数も含めて記載すること。

（2）賃貸借台数

小型乗用車 2WD（5人乗り）スタッドレスタイヤあり ETC 車載器あり 1台
小型乗用車 2WD（5人乗り）スタッドレスタイヤあり ETC 車載器なし 4台
小型乗用車 4WD（5人乗り）スタッドレスタイヤあり ETC 車載器なし 1台
合計 6台

（3）納車場所

別紙2のとおり。

（4）自動車保険の加入

全ての車両について、ア～オを満たす保険に加入すること。

ア 保険の種類

自動車保険（フリート契約、機構コード：398916）

イ 補償内容

- （ア）対人賠償保険（1名につき） 無制限（免責なし）
- （イ）対物賠償保険（1件につき） 無制限（免責20万円）
- （ウ）車両保険（一般型） リース車両を補償できる額（免責20万円）

ウ 特約その他

- （ア）対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
- （イ）運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
- （ウ）弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
- （エ）年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定する。
- （オ）無保険車傷害保険、対人臨時費用については不担保とする。
- （カ）仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。
- （キ）保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと。
- （ク）加害事故のほか、自損及び被害事故についても受注者と協議し決定した様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること。

エ 事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

（ア）事故の受付及び対応

- ①事故発生時において、事故処理専門要員による事故受付を行い、事故対応の指示等を行うこと。
- ②事故の内容によっては必要に応じて現場確認を行うこと。

（イ）事故処理及び報告

事故処理状況については、労働局へ随時報告を行い、労働局が求めた場合は、事故内容及び進捗状況について迅速に回答できるようにすること。

（ウ）示談書等の作成

- ①事故の相手方との示談については、あらかじめ労働局総務部総務課と調整の上、交渉を進めるものとし、示談書・免責証書を作成する場合においては、その内容を報告し、了解を得ること。
- ②示談書の様式は必ず当事者の双方が記名押印できるものとする。

（エ）損害資料及び示談書の提出

労働局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること。

- ①損害調査報告書（損害査定額その他、相手方の損害明細、損害状況が確認できる写真等の提出含む）
- ②関係書類（車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、委任状、車両保有の申立書等）

- ③過失割合に関する意見書（根拠となる判例等の提示を含む）
- ④損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書（根拠となる判例等の提示を含む）

（オ）加害事故に係る相手との交渉経過

オ その他

（ア）本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。

（イ）本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款（※）によるものとする。

※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款名称は問わない。

（5）労働局における自動車の使用状況

労働局における自動車の年間見込走行距離は別紙2のとおりであり、月間見込走行距離は1,000km以内とするが、賃貸借期間満了時における走行距離超過による精算は行わない。

6 支払期日等

月末締めで翌月払いとする。

7 業務内容

（1）納車計画等

契約締結後、速やかに事業所・整備工場等一覧表（別紙3）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること。

なお、事業所は、労働局との連絡調整を行う担当者の所属する支社等を想定しているが、労働局との連絡調整を行うことができるのであれば、支社ではなく本社や、整備工場が労働局との連絡調整も担うことも必要な体制が構築されていると判断する。

（2）納車の対応

契約後すみやかに車両登録の手続きを開始するとともに、車両登録後、当局職員と納車日等について調整の上、指定の場所に納車するとともに交換する自動車を引き取ること。

また、納車時に引渡書（受託者所定の様式で可。）を当局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

（3）継続検査及び定期点検時の対応

労働局職員から継続検査、法定12か月点検及び6か月安全点検の実施に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受注者の負担において、適時適切に必要な点検等を行うとともに、必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施すること。

ア 一般消耗品部品交換（ワイパーゴム、プラグ等、パンク修理含む）

イ エンジンオイル交換（年2回、6か月安全点検ごと）

ウ オイルエレメント交換（年1回）

エ エアフィルター交換（年1回）

オ バッテリー交換（契約期間中1回）

カ タイヤ交換（シーズン交換〔夏用⇔冬用〕・新品交換（夏用及び冬用）は契約期間中1回

なお、継続検査及び定期点検時以外の場合においても、労働局職員から通常使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保するため、受注者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

また、検査終了後に検査証（受注者所定の様式で可。）を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

(4) 車両故障・不具合発生時の対応

労働局職員から、同職員等の責任によらない車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受注者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

(5) シーズンごとのタイヤの履き替えに係る対応

労働局職員から車両に係るタイヤの履き替え依頼があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受注者の負担において、速やかに必要な対応を行うとともに、バッテリーのチェックや関連部分の点検も併せて実施すること。

(6) 点検修理時の代車に係る対応

上記(3)から(5)までの対応を完了するために48時間以上の時間を要することが見込まれる場合には、受注者の負担において、あらかじめ車両と同等程度の代車を用意すること。

(7) その他

車両の運用等を行うに当たっては、労働局の業務等に支障が生じないように、労働局職員と十分に調整すること。

8 業務実施体制

(1) 実施体制

本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行うとともに、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。

(2) 管理体制

本業務の「作業計画書」(別紙4)を作成し、労働局に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。

9 交換のために引渡す自動車の概要

令和8年度交換車両一覧(別紙6)のとおり。

10 交換のための附帯作業について

- (1) 交換のために引き渡す自動車を使用済自動車とする場合において、当該使用済自動車の引き取りは、受注者の指定引き取り業者にて行うものとする。また、受注者は、引き取り業務を行う指定の引き取り業者に対し、車両内容等につき守秘義務を負わせるものとする。なお、引き取り業者の指定にあたっては、別途労働局に対し通知するものとする。
- (2) 引き渡す自動車にて使用していたホイール付スタッドレスタイヤについても、自動車と併せて回収し、適切に処分すること。
- (3) 受注者は、交換のために引き渡す自動車を廃車にする場合は、カーエアコン等の冷媒処理が的確に行われたことの確認のため、再利用または破壊を証した書面を提出すること。

11 その他

- (1) 自動車の維持に係る費用(別紙5)については、受注者の負担とすること。
- (2) 納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受注者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。
- (3) 業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと。
- (4) 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと。

12 検査

- (1) 仕様書に則って、納入成果物(作業報告書(別紙4))を提出すること。その際、労働局の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料(引渡書、検査証明、事故報告書等)を、納入成果物と併せて提出すること。
- (2) 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、受注者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに、修正が反映された成果物をすべて納品すること。

13 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

島根労働局総務部総務課会計第1係 電話番号 0852-20-7006

14 競争参加資格(応札要件)

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格(全省統一資格)の「役務の提供等」において、A・B又はCの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札提出期限の直近2年間の保険料について滞納がないこと。
- ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合には、この限りではない。
- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3、平成31年1月25日付け基発0125第1号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の3に基づく企業名の公表をされていないこと。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

15 再委託に関する事項

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受注者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を労働局に申請し、承認を受けること。
- (4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受注者が負うこと。

16 その他

細部について協議すべき事項が生じた場合は、その都度労働局と協議するものとする。

17 担当者連絡先

〒690-0841

島根県松江市向島町 134-10

島根労働局総務部総務課会計第1係 春木 電話番号 0852-20-7006